

提出された意見の概要及び意見に対する考え方一覧

| 番号 | 項目 | 頁 | 意見の概要 | 意見に対する県の考え方 |
|----|--------------|--------------|--|---|
| 1 | I章 1 | 1 | インクルーシブ教育という言葉を目にするようになりましたが、まだまだ障害者差別や合理的配慮の認知度の低さが気になるところであります。特別支援でありながらも特別が当然であるような教育が浸透した群馬県になって欲しいと願っています。インクルーシブという言葉にどこか逃げ道があるのでは？と感じるのは私だけでしょうか？もう一歩前進してインクルージョン教育を推進し、全ての保護者と企業の理解が得られると、障害を持つ子どもや家族が生き易い世の中になるのではないのでしょうか。 | いただいた御意見の趣旨を踏まえ、本県としても、特別支援教育の充実を図りながら、特別支援教育の理念が学校教育関係者をはじめ、県民全体に共有されるように努め、障害のあるなしにかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合う共生社会の形成を目指してまいります。 |
| 2 | I章 3 | 4 | 第1期の推進計画について達成状況をアンケート調査したとのことですが、施策の内容によっては提供(学校)側と受取(生徒・保護者)側で達成度の感じ方に違いがあるのではないかと思います。保護者に対し、同様のアンケートを行って、その差を含めて達成度をはかることも必要ではないかと思います。 | 第1期計画の達成状況のアンケートについては、各県立特別支援学校のPTA会長をはじめ、小学校、中学校、高等学校の各PTA会長にも、御意見を伺っているところです。今後とも県教育委員会としては、様々な機会を利用しながら、県民、保護者の方々から御意見をいただくよう努めてまいります。 |
| 3 | I章 4 Ⅲ章 1 | 9 ・ 34 | 「基本目標5 共に生き、共に学ぶ環境の実現」について、目標値として、小・中学部児童に対しては「居住地校交流の実施率」を挙げていますが、特に小学部については、「通常学級と支援学級との形態」での「共同学習」を重視していただきたいと要望します。 インクルーシブ教育を考えたとき、究極の理想は、通常学級、支援学級、支援学校という“区別”が何もなくとも、すべての児童がその特性を踏まえた十分な教育が受けられることではないでしょうか。 現在は就学児に“区別”され、同じ小学校内であっても通常級と支援級の「共に学ぶ環境」はかなりの割合で制限されていると感じます。そしてそれは児童の学年があがるにつれて顕著になり、年1回の「居住地校交流」では、健常児にも障害をもつ児童にとっても、大した意味のある活動にはなっていないという印象を、両方の子供をもつ親として受けています。むしろ低学年のうち全員を通常級とし、少人数、複数担任制にするなどの体制を整えれば、すべての生徒が共に学ぶことのできる貴重な時期になるのではないかと思います。現在の制度の中で、それは非常に難しいであろうと思いますので、「共に生き、共に学ぶ環境の実現」に、より有効であろうと思われる「通常学級と支援学級との共同学習の割合」について目標値を定めていただきたいとお願いいたします。 | 貴重な御意見として、今後の参考にさせていただきます。 |
| 4 | I章 4 | 10 | 「基本目標4 公立学校における教員の特別支援教育研修受講率」については、研修の種類毎や、教員の階層毎等、もっと具体的な目標値を定めていただきたいと思えます。 | 具体的な研修の実施については、今後、本計画で示した方向性を踏まえて、計画的に実施してまいります。御意見いただいたことについては、今後の参考にさせていただきます。 |

| | | | | |
|----|--------------|---------------|---|--|
| 5 | I章 4 V章 3 | 10 ・ 58 | <p>高等部卒業生の一般就労率の目標値が設定されていますが、就労後数年で離職することも少なくないと考えます。このことについての現状はどうなっているのでしょうか。(例えば、就職後〇年で〇%が離職している、など)</p> | <p>卒業後の支援については、学校における支援体制の充実を図るとともに、学校と障害者就業・生活支援センター等の労働機関や進路先が連携した支援の充実を図ってまいります。離職については、労働機関が把握した情報を共有し、支援を行ってまいりたいと存じます。</p> |
| 6 | II章 1 | 21 | <p>「すべて特別支援学校では、個別の指導計画について保護者に説明を行い…」があります。学校によっては、複数の国籍の外国人家庭の生徒さんが在籍しています。このことについて、話し合いの際の通訳や、書類の翻訳などの支援の充実を望みます。</p> | <p>御要望の件につきましては、個別の状況に応じて、まずは学校及び設置者の判断で必要に応じて予算確保等の対応するべきものと考えます。当計画としては、御意見として承ります。</p> |
| 7 | III章 | 31 | <p>校内委員会の設置と特別支援教育コーディネーターの指名の充実が図られているとのことですが、保護者に対して明確に説明されていない気がします。</p> | <p>群馬県内においては、すべての公立小学校、公立中学校及び公立高等学校等で、校内委員会を設置し、特別支援教育コーディネーターが指名されております。保護者の方に対して、より一層周知を図るよう努めてまいります。</p> |
| 8 | III章 1 | 33 | <p>専門的スタッフ配置とありますが、柔軟に人員を増加することが可能なのでしょうか？また、特別支援教育総合推進事業も、保護者にとって明確でなく、どのような支援体制づくりを進めていくのか、具体的な明記が必要だと思えます。</p> | <p>ここでいう専門的スタッフの配置については、設置者が必要性に応じて、対応していくものです。また、特別支援教育総合推進事業については、本計画を踏まえ、計画的に事業を進め、関係者により一層理解をいただけるよう努めてまいります。</p> |
| 9 | III章 1 | 33 | <p>「専門的スタッフの配置」について、福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーの配置が必要であると考えます。ニーズのある児童生徒の環境への働きかけや関係機関とのネットワークの構築、連携や調整、学校内におけるチーム体制の構築などに有効であると考えます。</p> | <p>御要望の件につきましては、個別の状況に応じて、まずは学校及び設置者の判断で必要に応じて予算確保等の対応するべきものと考えます。当計画としては、御意見として承ります。</p> |
| 10 | III章 1 | 34 | <p>教育・医療・福祉・労働の関係機関が連携を図る為に、個別の教育支援計画、個別の指導計画を作成者が効果的に活用することを目指すことと記載されていますが、目指すことで終わることのないよう、実践することを期待します。</p> | <p>御指摘いただいたとおり、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を効果的に活用し、障害のある子ども等が必要とする指導・支援を実施してまいります。</p> |
| 11 | III章 2 | 35 | <p>また、道徳教育の充実では、人との関わりについて考え議論すると記載されていますが、日頃の教員の児童・生徒に対する接し方を変えていかなければ、多様な価値観の存在は認められないと思えます。教員が絶対的存在でなく、学校生活が全てではなく、教員と児童・生徒の信頼関係の構築と、児童・生徒の尊厳の保守を、改めて教員に周知すべきだと思えます。</p> | <p>御指摘いただいたとおり、教員と児童生徒の信頼関係の構築の大切さなどを、各研修会とおして、教員に対して周知してまいります。</p> |

| | | | | |
|----|------|----|--|---|
| 12 | Ⅲ章 2 | 37 | <p>通級指導につきましては、中学校や高等学校の体制の整備は非常に嬉しいことではありますが、それと同時に各学校に通級教室を設置することを目標として頂きたいと思えます。</p> | <p>現在では、各校に通級指導教室を設置することを目標としていませんが、御意見いただいたことにつきましては、今後の参考にさせていただきます。</p> |
| 13 | Ⅲ章 3 | 40 | <p>「特別支援学級における教育の充実」として、支援級の担任だけでなく、学年全体もしくは学校全体でのチームとしてのサポートを、明示的な取り組み目標として挙げていただくことを要望いたします。学校(職員)にはどうしても“教室”という枠(砦)があって、不可侵領域となっているような実態が少なからずあるように感じられます。個別の指導計画が作成されても、それが役立てられない一因になり得ます。学校全体の行事、夏休みのプール参加、学年の校外行事、休み時間の校庭遊びなど、支援級の担任だけがすべてを担うという体制(明示的ではなくてもそういった習慣、雰囲気)では、支援が必要な児童の行動が制限されやすく、意欲や成長の機会の損失に繋がります。</p> <p>支援が必要な児童の情報が学年チーム、学校全体のチームとして共有され、それぞれの場面に応じてチームとしてのサポート体制が得られるようになって欲しいと願います。</p> | <p>貴重な御意見として、今後の参考にさせていただきます。</p> |
| 14 | Ⅲ章 3 | 41 | <p>特別支援学級におきましては、自閉症・情緒障害特別支援学級を設置している学校を研究校に指定することですが、具体的にどのような研究がなされるのかが明確ではありません。また、指導・支援の質的向上の為に、早急な人材の育成を望みます。</p> | <p>特別支援学級に関する具体的な研究内容につきましては、本計画を受けて、今後検討を行ってまいります。また、県としても、専門性が高く、特別支援教育に対する意欲のある教員を確保し、障害のある子ども等の理解と必要な指導力の育成を図ってまいります。</p> |
| 15 | V章 3 | 57 | <p>卒業後の支援体制の整備について。 ※このページのこととしてコメントするのが適切かどうか分かりませんが。 特別支援学校が実施しているらしい、各種講演会、説明会、見学会の情報を、支援学級の保護者にも共有させていただき、それらに参加できるような体制を要望いたします。</p> <p>支援学校では、小学部のうちから、子供の将来を見据えて職場見学やグループホーム見学、福祉制度に関する説明会等が実施されていると耳にします。これらは、支援級に在籍する生徒の保護者としても大変気になる事項でありながら、なかなか実態としての情報を得にくいものであります。大きく言えば「卒業後の支援体制の整備」の一環かと考え、意見として記載します。</p> | <p>県立特別支援学校では、特別支援教育のセンター的機能として、地域に対して可能な限り情報提供を行っているところです。御意見いただいたことにつきましては、今後の取組の参考にさせていただきます。</p> |

| | | | | |
|----|--------|---------------|---|--|
| 16 | VI章 1 | 60 | 特別支援学校におきましては、当該障害種の免許状と自立教科等の免許状保有者が70%弱となっていますが、専門性が問われる支援学校での免許状保有者は100%でなければならないと感じます。免許法認定講習の促進でなく、受講と免許取得の義務付けをお願いしたいです。 | 特別支援学校教諭免許状の保有率向上のため、可能な限り多くの教員に対して、免許法認定講習の受講の促進等を図ります。 |
| 17 | VI章 1 | 60 | 特別支援学級担任の特別支援学校教諭免許状の保有率については、現状の2倍程度を目標として、取得することを期待している…となっていますが、これについても、現状の保有率を提示していただき、基本目標にかかる目標値(p10)として定めていただけたらと思います。 | 特別支援学級の担任等に対しても、特別支援学校教諭免許状の保有率向上のため、引き続き教員免許法認定講習の受講の促進を図ります。 |
| 18 | VI章 1 | 61 | 階層的研修の計画的な実施と記載されていますが、どのような研修なのか明確でない、明記をすること、確実に研修を実施することを期待します。また、研修の実施や研修の機会を拡充とありますが、この点も頻度や内容について明確でない、明記をお願いしたいです。全ての教員の特別支援に対する理解と知識の習得の為に研修受講の義務付けを徹底して頂きたいと思えます。 | 具体的な研修の実施については、今後、本計画で示した方向性を踏まえて、計画的に実施してまいります。御意見いただいたことについては、今後の参考にさせていただきます。 |
| 19 | VI章 1 | 61 ・ 62 | 私たち(群馬県自閉症協会)は、基本目標4の「すべての教員の特別支援教育に関する専門性向上の実現」という表現を、大変歓迎しています。通常学級を含めた、教育現場のすべての先生方に広く理解していただけることは、私たちの切なる願いですので、それだけこの目標4にかかる計画には期待を寄せています。 ただ、残念なことに、VI専門性の高い人材の育成の計画案からは、具体性が見えず、はたして先生方は、どのようなことを学んでくださり、どのような対応をしていただけるのかということがわからず不安になります。 昨年3月に文科省から出された、「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン」には、「教育委員会においては…学校の管理職、特別支援教育コーディネーター、通常の学級の担任・教科担任、通級担当教員、特別支援学級担任および養護教諭等、それぞれの対象者や研修目標を明確にした上で、研修を企画する必要があります。」と述べられています。発達障害に関して、どのような理念で、どのような目標で、どのような講師による研修を、どのような頻度で計画するのかということを示していただけたら幸いです。 | いただいた御意見を踏まえ、今後の研修計画の立案に際して、参考にさせていただきます。 |
| 20 | VII章 1 | 65 ・ 66 | 事業計画で教室不足の学校が指摘されていますが、学校によっては教室不足と言うより学校規模が大きすぎるのではないかと思うことがあります。例えば、伊勢崎特支は適正な規模なのでしょうか。 | 御意見として承ります。 |

| | | | | |
|----|-------------|----|--|--|
| 21 | Ⅶ章 3 | 71 | <p>高等部の検討及び高等部の在り方に係る検討について、30年度の県立知的特別支援学校では、伊勢崎特支、館林特支、桐生特支の3校が小中学部のみを設置校となります。このことについて、高等部をもたない学校の在り方や、高等部設置の学校との連携の進め方、キャリア教育の推進などについて、検討や研究を行う必要があると考えます。</p> | 御意見の趣旨を踏まえ、検討・研究を行ってまいります。 |
| 22 | Ⅶ章 3 その他 | 71 | 知的特別支援学校と記載されていますが、知的障害特別支援学校との違いが気になりました。 | 本計画としては、知的特別支援学校と表現を統一します。 |
| 23 | その他 | | <p>自閉症児に、疲れた・休みたいの発信・表出をすることを学習課題とすることについてのお願いです。</p> <p>昨今の教育環境、発達障害を持つ子どもへの教育体制に強い焦点が向けられてきたことをありがたく思っています。教育計画、指導計画での個性が打ち出される環境においては、発達障害というくくりではなく、自閉症に特化した計画が作成されることを強く望みます。教育の到達点であると思われる就労、群馬県の一般就労率は、毎年30%台後半を保ち、全国的にも高い率を達成してきたという素晴らしい実績があります。また一方で厚生労働省2016年全国調査における高等学校卒業後1年目の離職率は、18.1%と高い傾向にあるという問題も抱えているようです。自閉症者の持つ目標達成に向けた勤勉な取り組みは、就労継続への見べき能力・求めるべき能力と考えます。自己の適正と職業との間に適正な組み合わせがあることは重要な前提条件です。こちらの面では、自閉症者の障害特性理解や関係各部署における実績の積み重ねが進展してきている現状はあるかと思えます。</p> <p>実生活周囲を見渡すと、就労における自閉症者の挫折は、健常者の様な適切な休養感の不足からおこっているのではないかという状況は多いです。目標に取り組むための方策については多くの報告や実績が積み重ねられています。自閉症者の持つ特性からは方策が適切であれば取り組みを継続することは問題ないことです。問題になるのは、人間であれば持つであろう疲労感の処理です。取り組み量が適切であったとしても、その時々体調などの影響も大きいはずで、身に付けた就業スキルから離れてしまう前に、疲れた・休みたい、の発信ができることは重要です。健康教育、キャリア教育など、就労へ向けた取り組み施策が年少時より挙げられてきています。内容的に不足はない充実感があります。具体的な取り組みとして、求められる就業取り組み状態を継続するための休養感を持たせることができるように、取り組む力の指導を上回る、疲れた・休みたい、の発信力を持たせることを課題として挙げていただきたいです。</p> <p>コミュニケーション指導は施策的に提案されているところがありますが、対象はほとんど身体障害者。コミュニケーションに障害を持つからこそ自閉症者の意義あるコミュニケーション指導を検討して、社会的自立へ大きな後押しをしていただきたいです。以上、よろしく申し上げます。</p> | 御意見いただいたことにつきましては、各特別支援学校の進路指導担当者の会議や研修会等で伝えていくことを検討させていただきます。 |